

## 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金 失権事由非該当申立書（配偶者の相続人用）

被相続人（戦没者等の配偶者） \_\_\_\_\_ は、  
「戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金」を受ける権利  
を取得してから令和2年3月31日までの間において、遺族  
（※）以外の者と事実上の婚姻関係になかったことを申し立  
てます。

令和      年      月      日

請求者(相続人)氏名 \_\_\_\_\_

※ 遺族とは、戦没者等の死亡当時、戦没者等と次の親族関係にあった  
者で、日本国籍を有していた者を指します。

- ◆ 戦没者等の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- ◆ 上記以外の三親等内親族（戦没者死亡当時、戦没者等と生計  
関係があった者に限ります。）